

電子インボイス（E-Invoice）制度概要

I. 関連法および規則

作成にあたり参照した法令・規則は以下の通りである。

- －統一税務手続法 2020 年 206 号（以下税務手続法）
- －財務省令 2021 年 286 号により発効された統一税務手続法執行規則（以下執行規則）
- －電子署名法 2004 年 15 号および省令 2005 年 109 号により発効されたその執行規則（以下電子署名法）
- －財務省令 2021 年 125 号
- －財務省令 2020 年 188 号
- －財務省令 2021 年 291 号
- －国税庁令 2020 年 386 号（電子インボイス制度導入第 1 段階）
- －国税庁令 2020 年 518 号（電子インボイス制度導入第 2 段階）
- －国税庁令 2021 年 85 号（電子インボイス制度導入第 3 段階）
- －国税庁令 2021 年 195 号（電子インボイス制度導入第 4 段階）
- －国税庁令 2021 年 443 号（電子インボイス制度導入第 5 段階 A グループ）
- －国税庁令 2021 年 619 号（電子インボイス制度導入第 6 段階 B グループ）
- －首相令 2021 年 1602 号

II. 定義

この税務手続法において使用される以下の用語は次のように定義される。

“電子インボイス（E-Invoice）”

二者間で成立した、物品やサービスの売買に関する商取引を証明する電子化された請求書。同請求書作成に際しては、標準的な仕様・書式があり、電子署名が必要とされる¹。

¹ 統一税務手続法執行規則第 1 項より

“納税者 (Taxpayer) ”

統一税務手続法により納税の義務があると定められた個人および法人²。

“電子署名 (E-Signature) ”

署名者を確認し他者と区別することが可能な、自筆の文字・数字・表象・記号から成る電子書類上の署名³。

“統合基幹業務システム (Enterprise Resource Planning/ERP) ”

電子インボイスの発行を可能にするシステム⁴。

“分類システム (Coding System) ”

電子請求書または電子領収書への記載に際し、統一された分類コードを適用することによって、商品やサービスを分類するシステム⁵。

“GS1 国際商品分類 (GS1 Global Product Classification) ”

製品を、その製品が持つ特性および他製品との関連性に基づいて、それぞれ適した区分にグループ分けするシステム⁶。

“EGS (Egyptian Coding System)”

エジプトにおける分類システム

III. エジプトにおける電子インボイス制度

1. 電子インボイスの導入

税制におけるデジタル化を計るため、財務省は 2020 年省令 2020 年 188 号により、付加価値税 (VAT) 登録納税者に対し、以下を記載した電子インボイスの発行を義務付けた。

- i. 発行者の電子署名
- ii. インボイスに記載された商品・サービスを特定する、エジプト国税庁 (ETA) に承認された統一分類コード

2021 年、財務省は 2021 年 125 号により税務手続法・執行規則の 37 項に新たな一節を加え、「2022 年 1 月より、エジプトにおける税の算出および還付手続きの際、紙のインボイスは認められない。電子インボイスのみが有効とされる。」と定めた。

² 統一税務手続法第 1 項・第 7 項より

³ 電子署名法・執行規則第 1 項より

⁴ 統一税務手続法第 34 項より

⁵ 統一税務手続法・執行規則 1 項より

⁶ <https://www.gs1.org/standards/gpc>

2. 電子インボイス制度段階的導入の過程

法令	内容
財務省令 2020 年 188 号	納税者への電子インボイスの使用を決定。
国税庁令 2020 年 386 号	導入第 1 段階： 2020 年 11 月 15 日より、(主要な納税者のうち)134 社に対し、商品およびサービスに関する電子インボイスの発行を義務化。
国税庁令 2020 年 518 号	導入第 2 段階： 2021 年 2 月 15 日より、(主要な納税者のうち)さらに 350 社に対し、商品およびサービスに関する電子インボイスの発行を義務化。
国税庁令 2021 年 85 号	導入第 3 段階： 2021 年 5 月 15 日より、すべての主要な納税者に対し、商品およびサービスに関する電子インボイスの発行を義務化。
国税庁令 2021 年 195 号	導入第 4 段階： 2021 年 9 月 15 日より、カイロ市に中企業として登録されている会社およびナセルシティー地区で主要な納税者と認定されている会社に対し、商品およびサービスに関する電子インボイスの発行を義務化。
国税庁令 2021 年 443 号	導入第 5 段階 (A グループ)： 2021 年 12 月 15 日より手始めに、カイロ市の投資・法人税務局に登録されている 3737 社に対し、商品およびサービスに関する電子インボイスの発行を義務化。その他上記グループに含まれない会社は、電子インボイスシステム移行に必要な書類がそろい、要件を満たした時点で、移行するかどうか選ぶことができる。
国税庁令 2021 年 619 号	導入に向けた第 6 段階 (B グループ)： 2022 年 2 月 15 日さらに、カイロ市の投資・法人税務局に登録されている複数の会社に対し、商品およびサービス提供に関する電子インボイスの発行を義務化。
首相令 2021 年 1602 号	2021 年 10 月 1 日より、すべての公共機関に対する、電子インボイスシステムの導入が決定 ⁷ 。

⁷ 詳細については ETA のサイトを参照。 <https://www.eta.gov.eg/en/node/103>

3. 電子インボイス制度導入義務化の対象

以下に対しては、電子インボイス制度の導入が義務付けられている。

* 納税者

製造業・貿易業・卸売業・サービス業・輸出業・輸入業・流通業など業務形態を問わず、物品販売およびサービスの提供に従事する企業または個人は、すべての購買・販売実績を電子インボイスシステムに入力しなければならない⁸。

* 公共事業

物品販売およびサービスの提供に従事する公共法人、公営企業、および公金が資本金の50%以上を占める企業は、遅くとも2021年10月1日までに、電子インボイスシステムに登録しなければならない。

2021年10月1日をもって、公共法人、公営企業、公金が資本金の50%以上を占める企業は、電子インボイスシステムに登録していないサプライヤー、請負業者、またはサービス業者との契約を禁止されている⁹。

4. 所轄官庁

エジプト国税庁長官が、電子システムへの加入に関する条件、技術的要件、導入遂行計画を決定する権限を委譲されている¹⁰。

5. 書式および記載内容

電子インボイスには以下の記載がなければならない：

5.1. 発行者に関する一般情報¹¹

- インボイス番号
- 電子インボイス発行日
- 納税者の氏名・名称、住所および納税登録番号
- 買い手の氏名・名称、住所および納税登録番号（ある場合のみ記入）
- 販売された物品または提供されたサービスの数量・単位など詳細、適用税率、算出税額
- 請求総額

⁸ 税務手続法 35 項および執行規則 34 項に拠る

⁹ 首相令 2021 年 1602 号に拠る

¹⁰ 財務省令 2020 年 188 号に拠る。

¹¹ 税務手続法 37 項に拠る。

5.2. 記載を求められる特定の事項¹²

- －インボイスに記載されている物品やサービスのエジプト国税庁により決定された統一分類コード
- －インボイスが外貨建てで発行される場合、発行日にエジプト中央銀行（CBE）が公示した外国替レート。
- －企業の納税者登録番号およびインボイスを発行した支店番号
- －購入者の身分証明書またはパスポートの番号（請求総額が国税庁の定める一定の限度額を超えており、購入者が商業登録をしていない場合）

6. 電子インボイスシステム登録の手続きと手順

ステップ 1 必要書類と共に、国税庁（ETA）に申請

ステップ 2 電子署名の取得

ステップ 3 ERP の電子インボイスシステムに登録

ステップ 4 分類コードの確定

ステップ 5 電子インボイスを発行し、ETA へ提出

6.1. 国税庁（ETA）への電子インボイスシステム登録申請

まず、企業は電子インボイス業務を担当する担当者を任命し、その担当者の氏名・連絡先など詳細を ETA に提出する。次に、invoice@eta.gov.eg宛に登録申請を送付する。申請の際必要とされる書類は以下のとおりである。

- －企業が認可し、銀行が署名した、電子インボイス業務担当者への委任状のコピー
- －電子インボイス業務担当者、または企業代表者の身分証明書のコピー
- －企業の納税登録証のコピー
- －納税者カードのコピー

6.2. 電子署名の取得

電子インボイスは情報保護の観点から、電子媒体で署名されなければならない。電子署名は署名者を確認し、偽造を防止し、個人情報などの安全を確保するものである¹³。

¹² 税務手続法執規則 42 項に拠る。

¹³ 統一税務手続法 35 項第 2 節より

電子署名、電子文書、電子機器端末上で書かれた伝達事項等は、以下の条件を満たしている場合、法的効力があると認められる。

- －その電子署名が署名者によってなされた真正のものであること
- －署名者のみが使用する電子媒体で作成されたものであり、
- －内容や署名に何らかの改ざんや変更が加えられた場合に、それを発見できる方法が担保されていること¹⁴

* 所轄官庁

情報技術産業開発局（The Information Technology Development Agency/ITIDA）が、電子署名業務を管轄し、電子署名証明を発行している¹⁵。

* 電子署名の認可を受けるには

ITIDA 発行の電子署名証明の交付には、企業が任命する担当者または代表者が、銀行による認証署名入りの交付申請書を提出する。申請書には以下の書類を添付しなければならない。

- －納税者カードのコピー
- －企業の投資資本・出資金に関する官報のコピー
- －企業の登記簿謄本のコピー
- －担当役員の身分証明書

6.3. ERP システムとの統合

* ERP システムを採用していない納税者について

ERP システムを採用していない納税者は、電子署名ポータルサイト（E-Invoice Portal）に登録する。ERP システムを採用していない会社のみ、電子署名ポータルサイトへの登録が許されている。エジプト国税庁（ETA）のウェブサイトには、電子署名ポータルへの登録方法に関する詳細な案内が掲載されている。

* ERP システムを採用済みの納税者について

ERP システムをすでに採用している納税者には、エジプト国税庁（ETA）が定める指針によって、電子インボイスシステムとの統合が必要とされている。

¹⁴ 電子署名法 18 項より

¹⁵ <https://www.itida.gov.eg/English/Pages/E-Signature.aspx>

6.4. 適用される分類コードと手順¹⁶

財務省令 2021 年 291 号により、電子インボイス上で物品やサービスに対し使用できる分類システムは、以下の二種類と定められている。

＊GS1 国際商品分類 (GS1 Global Product Classification)

＊国内分類システム EGS(Egyptian Coding System)

あらゆる物品・サービスは分類され、電子インボイス上に記載の際には ETA に承認・認可された分類コードを使用しなければならない。

7. 手数料

電子インボイスシステムへの登録自体は無料だが、電子署名登録¹⁷、統一分類システム申請等、その他の手続きには登録料・手数料が発生する。

8. 違反行為について

電子インボイス発行義務に違反した場合、最低 20,000 エジプトポンド、最高 100,000 エジプトポンドの遅延金支払いを課される¹⁸。

16 <https://gpc-browser.gs1.org/> & <https://www.gs1.org/standards/gpc/how-gpc-works>

17 財務省令 2021 年 32 号

18 Tax Law71 項より